

## 蟹江町広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、蟹江町広告掲載要綱（平成19年要綱第11号）第4条第2項に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 町の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高いものでなければならない。このため、広告内容及び表現はそれにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(屋外広告に関する基本的な考え方)

第3条 屋外広告の内容及びデザインは、当該広告を掲出する地域の特性に配慮するとともに、街の美観風致を著しく阻害するものであってはならない。

(広告媒体ごとの基準)

第4条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

(規制業種又は事業者)

第5条 次に掲げる業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業と規定されるもの及び類似する業種
- (2) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）で貸金業と規定されるもの及び類似の業種
- (3) タバコの製造販売
- (4) ギャンブルにかかるもの
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (6) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続中又は更生手続中の事業者
- (8) 各種法令に違反しているもの
- (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (10) その他、掲載することが適切でないと判断される事業者（町税等の滞納

者、蟹江町契約に係る指名停止処分を受けている者、蟹江町との間で訴訟係争中の者等)

2 広告掲載中の者が、前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに広告を中止する。

(掲載基準)

第6条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 人権侵害、差別及び名誉毀損のおそれのあるもの
- イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- エ 町の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- ク 社会的に不適切であるもの
- ケ 国内世論が大きく分かれているもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現（掲載に際しては、根拠となる資料を要する。）
- イ 射幸心を著しくあおる表現
- ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していること
- エ 虚偽の内容を表示するもの
- オ 法令等で認められていない業種、商法、商品
- カ 広告の内容及び責任の所在が不明確なもの
- キ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかの表現

(3) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 広告内容と直接関係のない裸体姿等による表現のもの
- イ 暴力を肯定し助長するおそれのある表現

ウ 醜悪、残虐、猟奇的で不快感をあたえるおそれのある表現

エ 暴力やわいせつ性を連想・想起させるもの

オ ギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(屋外広告に関する街景観上の基準)

第7条 屋外広告の内容及びデザインが次の各号のいずれかに該当し、街の美観風致を損なうおそれのあるものは掲載しない。

(1) 会社名、商品名を著しく繰り返すもの

(2) 彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用するもの

(3) 著しくどぎついもの、くどいもの及びデザイン性の劣るもの

(4) 意味が不明なもの等、公衆に不快感を起こさせるもの

(屋外広告に関する交通安全上の基準)

第8条 屋外広告の内容及びデザインが次の各号のいずれかに該当し、交通事故を誘発する等、交通の安全を阻害するおそれのあるものは掲載しない。

(1) 過度に色鮮やかな模様・色彩を使用するもの

(2) 信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれのあるもの

(3) 蛍光塗料、高輝度反射資材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの

(4) 読ませる広告及び4コマ漫画等ストーリー性のあるもの

(5) 裸体姿及び水着姿を表示し著しく注意をひくもの

(6) 絵柄や文字が過密であるもの

(ウェブページに関する基準)

第9条 ウェブページの広告に関しては、ウェブページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているウェブページの内容についてもこの基準を適用する。

(表示内容に関する審査基準)

第10条 広告媒体所管課は、広告掲載の都度、別表に定める項目ごとの基準に基づき、掲載の可否及び表示内容等を審査する。この場合において、医療、老人保健施設、選挙等に関するもの又は消費者関連法に抵触するおそれのあるものについては、関係機関に相談するものとする。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年10月1日から施行する。

別表

項目等	内容	例示
1 人材募集広告	(1) 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあっ旋の疑いのあるものは認めない。 (2) 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。	
2 語学教室等	安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。	1か月で確実にマスターできる等
3 学習塾・予備校等(専門学校を含む。)	(1) 合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する。 (2) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは掲載しない。	
4 資格講座	(1) 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。次の主旨を明確に表示すること。 「この資格は国家資格ではありません。」 (2) 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。次の主旨を明確に表示すること。 「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」 (3) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び	

	<p>材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。</p> <p>(4) 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。</p>	
5 病院、診療所、助産所	<p>(1) 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5又は第6条の7の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。</p> <p>(2) 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならない。</p> <p>(3) 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を行ってはならない。</p> <p>(4) 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される旨等その効果を推測的に述べることはできない。</p> <p>(5) マークを用いることはできるが、そのマークが示す内容を文字等により併せて表記しなければならない。赤十字のマークや名称は自由に用いることはできない。</p> <p>(6) 不明な点は、関係機関に確認する。</p>	
6 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）	<p>(1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条又は柔道整復師法第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。</p> <p>(2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。</p> <p>(3) 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は掲載できないため、業務内容の確認は必ず行う。</p> <p>(4) 不明な点は、関係機関に確認する。</p>	
7 薬局、薬店、医	<p>広告を掲載する事業者が、業者所在地を所</p>	

<p>薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）</p>	<p>管する地方自治体の薬務担当課で広告内容についての了解を得ること。</p>	
<p>8 いわゆる健康食品、保健機能食品、特別用途食品</p>	<p>広告を掲載する事業者が、業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課及び食品担当課並びに公正取引委員会で広告内容についての了解を得ること。</p>	
<p>9 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等</p>	<p>(1) サービス全般（老人福祉施設を除く。）</p> <p>ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。</p> <p>イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。</p> <p>ウ その他サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はしない。</p> <p>(2) 有料老人ホーム</p> <p>(1)に規定するもののほか、</p> <p>ア 厚生労働省の「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、同指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。</p> <p>イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。</p> <p>ウ 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年公正取引委員会告示第3号）」に抵触しないこと。</p> <p>(3) 有料老人ホーム等の紹介業</p>	<p>蟹江町事業受託事業者等</p>

	<p>ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。</p> <p>イ その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。</p>	
10 不動産事業	<p>(1) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記すること。</p> <p>(2) 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記すること。</p> <p>(3) 「不動産の表記に関する公正競争規約」による表示規制に従うこと。</p> <p>(4) 契約を急がせる表示は掲載しない。</p>	早い者勝ち、残り戸数あとわずか等
11 弁護士・税理士・公認会計士等	掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定すること。	
12 旅行業	<p>(1) 登録番号、所在地、補償の内容を明記すること。</p> <p>(2) 不当表示に注意する。</p>	白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真等
13 通信販売業	返品等に関する規定が明確に表示されていること。	
14 雑誌・週刊誌等	<p>(1) 適正な品位を保った広告であること。</p> <p>(2) 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。</p>	

	<p>(3) 性犯罪を誘発・助長するような表現（文言、写真等）がないものであること。</p> <p>(4) 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。</p> <p>(5) タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。</p> <p>(6) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。</p> <p>(7) 未成年者、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。</p> <p>(8) 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。</p>	
15 映画・興業等	<p>(1) 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない。</p> <p>(2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。</p> <p>(3) いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。</p> <p>(4) 内容を極端にゆがめたり、一部のみを誇張した表現等は使用しない。</p> <p>(5) ショッキングなデザインは使用しない。</p> <p>(6) その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。</p> <p>(7) 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示すること。</p>	
16 結婚相談所・交際紹介業	<p>(1) 結婚情報サービス協議会に加盟していること（加盟証明が必要）を明記する。</p>	

	(2) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業内容等に限定する。	
17 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織	(1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業内容等に限定する。 (2) 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。	
18 募金等	(1) 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。 (2) 主旨を明確に表示すること。	〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。
19 質屋・チケット等再販売業	(1) 個々の相場、金額等の表示はしない。 (2) 有利さを誤認させる表示はしない。	〇〇バッグ50,000円、航空券東京～福岡15,000円
20 トランクルーム及び貸し収納業者	(1) 「トランクルーム」は、国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付）であることが必要。 (2) 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、主旨を明確に表示すること。	当社の〇〇は、倉庫業法に基づく「トランクルーム」ではありません。
21 ダイヤルサービス	「ダイヤルQ2」のほか各種のダイヤルサービスは内容を確認のうえ判断する。	
22 ウィークリーマンション等	営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可を受けていること。	
23 規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告	本基準第5条で定める規制業種に該当する企業による規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、本基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。	

<p>24 その他表示について注意を要すること</p>	<p>(1) 割引価格の表示 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。</p> <p>(2) 比較広告（根拠となる資料が必要） 主張する内容が客観的に実証されていること。</p> <p>(3) 無料で参加・体験できるもの 費用がかかる場合がある場合には、その旨明示すること。</p> <p>(4) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告 広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHSのみは認めない。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために代表者名を明記する。</p> <p>(5) 肖像権・著作権 無断使用がないか確認する。</p> <p>(6) 宝石の販売 虚偽の表現に注意（公正取引委員会に確認の必要あり）。</p> <p>(7) アルコール飲料 ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること イ 飲酒を誘発するような表現の禁止</p>	<p>メーカー希望小売価格の30%引き等</p> <p>昼食代は実費負担、入会金は別途かかります等</p> <p>メーカー希望小売価格の50%引き（宝石には通常、メーカー希望小売価格はない）等</p> <p>お酒は20歳を過ぎてから等 お酒を飲んでいるまたは飲もうとしている姿等</p>
-----------------------------	---	---